

埼玉県鉄道駅ホームドア設置促進事業補助金取扱要領

1 趣旨

この要領は、埼玉県鉄道駅ホームドア設置促進事業補助金に係る事務を適切に執行するために、埼玉県鉄道駅ホームドア設置促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の取扱いについて定める。

2 補助対象事業に係る用語の定義（要綱第2条関係）

- （１） 要綱第2条に規定する補助対象事業は、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）第20条第1項第6号及び第7号に掲げられているホームドア又は可動式ホーム柵の整備に関する事業をいい、固定式ホーム柵（列車の乗降が行われる各ドア位置に合わせて開口部を設けた柵をいう。）の整備に関する事業は含まないものとする。
- （２） 要綱第2条（２）に規定する鉄道事業者管理に係る改札口は、商業施設等に直結する改札口を除く改札口をいう。

3 交付申請（要綱第6条関係）

- （１） 補助金の交付申請の際には、要綱第6条の規定に基づき交付申請書（様式第1号）を提出すること。
- （２） 要綱第6条第4項の「別に定める書類」については、以下のとおりとする。
 - ア 事業者との負担協定書、補助金交付決定通知書又は契約書等の写し
 - イ 工事費内訳等の事業費の金額が分かる資料
 - ウ 概略図面、工程表その他補助対象事業の概略が分かる資料
 - エ 市町村の予算書の写し等の予算措置状況が分かる資料
- （３） 補助対象経費が駅全体の整備事業の中での一部分に相当する場合等は、補助対象部分及び補助対象経費が明確になるように整理をすること。

4 変更承認申請（要綱第8条関係）

- （１） 年度の途中で、整備するホーム番号の変更や事業の中止・廃止等の事業内容の変更、補助対象経費の増減、実施時期の変更等が生じた場合には、県に連絡を行うこと。
- （２） 交付申請時又はそれ以後の変更承認申請時より後に市町村負担額の変更が認められた場合には、直ちに、要綱第8条の規定に基づいた変更承認申請書（様式第3号）を提出すること。
- （３） 変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）の4「別に定める書類」については、以下のとおりとする。
 - ア 3（２）に定める書類のうち、変更が生じたもの

- イ その他補助対象経費の変更や事業の中止・廃止の状況が分かるもの
- (4) 補助対象経費が駅全体の整備事業の中での一部分に相当する場合等は、補助対象部分及び補助対象経費が明確になるように整理をすること。

5 事業期間が複数年度にわたる場合の取扱い（要綱第10条関係）

補助対象事業の施行年度が2か年度以上にわたる場合においては、以下のとおり取り扱うものとする。なお、債務負担行為活用の流れは、「図 債務負担行為フロー図」を参照すること。

ア 要綱第10条の規定は、埼玉県議会において債務負担行為の承認を得た場合で、かつ、市町村において、市町村が鉄道事業者に補助をする予算を債務負担行為で確保する事業であると認められる場合に限り、適用する。

イ 対象とする事業期間は、連続する3か年度以内の期間とする。

ウ 要綱第3条の規定にかかわらず、債務負担行為を活用した補助対象事業における補助対象経費には、設計費を含めないものとする。

エ 補助金の支払は、最終年度に一括して行うものとし、初年度及び中間年度における出来高払いは行わない。

6 交付決定後の事業期間の変更（要綱第10条第3項関係）

交付決定後において、補助対象事業の施行年度が2か年度以上にわたることとなった場合は、要綱第10条第4項の規定に基づく知事の承認を受けた後に、要綱第8条第1項の規定に基づき変更承認申請書（様式第3号）を提出すること。

7 実績報告（要綱第13条関係）

(1) 実績報告書（様式第7号）の7「別に定める書類」については、以下のとおりとする。

ア 事業者からの実績報告書、補助金額確定通知書及び請求書等の写し

イ 工事費内訳等の事業費の精算金額が分かる資料

ウ 概略図面、工程表、竣工写真又は現地写真、その他補助対象事業の実績概略が分かる資料

エ （補正をした場合）市町村の補正予算書の写し等の予算措置状況が分かる資料

(2) 補助対象経費が、駅全体の整備事業の中での一部分に相当する場合等は、補助対象部分及び補助対象経費が明確になるように整理すること。

(3) 年度実績報告（補助対象事業が完了せずに会計年度が終了する場合における実績報告をいう。）には、(1)ア及びイの提出を要しないものとする。

8 請求（要綱第15条関係）

要綱第 15 条の規定に基づき提出する支払請求書（様式第 9 号）には、市町村の支出命令書の写し等の支払状況が分かる書類を添付すること。

9 申請の不承認（要綱第 9 条、第 10 条及び第 11 条関係）

要綱第 9 条（第 11 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 10 条第 4 項及び第 11 条第 2 項の規定に基づく審査の結果、申請を承認しないこととした場合は、その旨を市町村に通知するものとする。

附則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

図 債務負担行為フロー図

